

岩手県告示第217号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成28年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸宮古海岸磯鶏地区海岸白浜地先海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点21までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点21と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度36分35秒92761、東経141度58分36秒04040
- 基点2 北緯39度36分37秒35800、東経141度58分37秒63417
- 基点3 北緯39度36分38秒61988、東経141度58分38秒55698
- 基点4 北緯39度36分42秒00268、東経141度58分40秒65049
- 基点5 北緯39度36分40秒93879、東経141度58分43秒77043
- 基点6 北緯39度36分40秒38111、東経141度58分44秒04614
- 基点7 北緯39度36分40秒04493、東経141度58分43秒79831
- 基点8 北緯39度36分39秒84425、東経141度58分44秒05183
- 基点9 北緯39度36分39秒68955、東経141度58分43秒90714
- 基点10 北緯39度36分39秒46881、東経141度58分43秒71266
- 基点11 北緯39度36分39秒54503、東経141度58分43秒42979
- 基点12 北緯39度36分34秒71256、東経141度58分39秒86738
- 基点13 北緯39度36分34秒61238、東経141度58分39秒67934
- 基点14 北緯39度36分34秒68040、東経141度58分39秒47424
- 基点15 北緯39度36分34秒48339、東経141度58分39秒09600
- 基点16 北緯39度36分34秒32940、東経141度58分39秒18002
- 基点17 北緯39度36分34秒23502、東経141度58分38秒87897
- 基点18 北緯39度36分34秒19750、東経141度58分38秒70216
- 基点19 北緯39度36分34秒19168、東経141度58分38秒36205
- 基点20 北緯39度36分34秒33385、東経141度58分38秒34662
- 基点21 北緯39度36分34秒35626、東経141度58分38秒36126

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センターに備えておいて縦覧に供する。